

## 佐賀県選挙管理委員会告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 187 条第 3 項の規定により、次の者を佐賀県選挙管理委員会委員長職務代理者に指定する。

令和 3 年 8 月 17 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

佐賀県選挙管理委員会 委員 石橋 亨見